

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和 8 年 9 月 3 日
地 震 火 山 部
大 気 海 洋 部

南鳥島における津波監視の再開について

7月30日午前11時半頃より南鳥島の遠地津波観測計に障害が発生し、津波観測情報に同観測点のデータを使用できなくなっていました(※)。今般、遠地津波観測計の障害が復旧し、9月3日15時より気象庁において津波の監視が可能となりましたのでお知らせいたします。

※「南鳥島の遠地津波観測計障害に伴う津波情報等への影響について」(令和8年7月30日付報道発表)

問合せ先：(南鳥島の遠地津波観測計について)

大気海洋部環境・海洋気象課 鶴岡・高口
電話 03-6758-3900(内線 4741・4752)

(津波監視について)

地震火山部地震津波監視課 松澤・福満
電話 03-6758-3900(内線 5143・5132)